

調査票の項目	一般社団法人福島県建設業協会 からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
1 総合評価方式について (1)	<p>●また、企業の技術力の変更については、直近の工事成績が評価対象となり、常に良い施工に努めなければならないことから工事情質の向上に繋がるものと感じているが、施工の難易度が適正に評価されない問題がある。</p>	<p>(技術管理課) 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった工事については、第一評定者(監督員)における工事成績評定点採点時に「高度技術」として加点評価しております。</p>
1 総合評価方式について (2)	<p>●しかしながら、原発事故の影響で避難を余儀なくされた企業は、当時、災害対応を行える状況になく、現在の総合評価方式での入札参加において評価を受けられず不利な状況となっているので、是非とも改善をいただきたい。</p>	<p>(入札監理課) ・原子力災害の影響により避難を余儀なくされている企業にとっては、厳しい状況が続いているものと思いますが、東日本大震災等への対応の評価については、出勤実績を加点対象とするものであり、実績がない企業まで評価することは困難であると考えております。 ・また、避難企業であっても、不明者捜索を行うためのがれき撤去等に御協力いただいた企業の存在(15社)を確認しております。 ・なお、東日本大震災時の所在地が警戒区域等であった入札参加者に対しては、総合評価方式において、原子力災害による工事実績や地域貢献活動への影響を考慮し、評価基準日を平成23年3月11日とすることができる特例措置を講じ、平成24年5月1日から適用しておりますので御理解を願いたいと思います。</p>
1 総合評価方式について (3)	<p>●災害復旧・復興工事の増加に伴い、従前以上に総合評価方式の入札参加者数は著しく減少傾向にある。その理由としては、提出書類が多く時間的に余裕がないことや、小規模な企業は持ち点が低くはじめから結果が判るので入札に参加しないことが挙げられる。よって、総合評価方式は規模の大きな企業ほど有利で競争性が低い状況となっていることから、完全実施の金額基準を引き上げるべきと考える。</p>	<p>(入札監理課) ・総合評価方式につきましては、工事の特別簡易型において、より適切な評価とするため、昨年11月に、価格と価格以外の評価バランスを改善し(加算点の圧縮20点→10点)、点数が固定化しやすい項目を組み替える(優良工事表彰の廃止と配置予定技術者の技術力の追加)など、対応させていただいております。 ・また、設計金額が一定金額(3千万円)以上の工事については、原則として総合評価方式によるものとしてはおりますが、緊急を要する場合などは、総合評価方式の対象としなくてよいとするなど、弾力的な運用も認めており、今後の状況等を検証しながら、金額基準の引上げにつき検討してまいりたいと考えております。</p>

調査票の項目	一般社団法人福島県建設業協会 からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
1 総合評価方式について (3)	<p>●持ち点の高い企業ほど有利になるため、配置予定技術者は施工能力や工事成績等で評価点を持った者で入札参加する傾向となる。このことは、常に実績のある技術者だけが経験を積み、若手技術者が経験を積めない状況となっている。よって、若手技術者育成の観点から、主任技術者等の補助として若手技術者を配置する場合には評価対象(低入札対策の場合を除く)とし、補助者の実績においてもその後の評価の際に同程度は認めしてほしい。</p>	<p>(建設産業室) 若手技術者の育成も必要なことですから、何らかの支援が必要と考えており、今後検討してまいります。</p>
1 総合評価方式について (3)	<p>●建設業を営むのに直接関係のない評価項目を検証し、その是非を検討いただきたい。</p>	<p>(入札監理課) 建設業は地域にとって大きな役割を担っていると考えており、総合評価方式において地域社会への貢献度という評価項目を設け、評価を行わせていただいておりますが、今後とも、評価項目毎の得点状況等を検証しながら、より良い制度にしていきたいと考えております。</p>
2 元請・下請関係の適正化対策について (1)	<p>●下請状況実地調査の実施については、元請・下請関係の適正化に向けた有効な取組みと感じている。元請・下請相互の信頼関係の向上に繋がり、当事者間では解決できない問題などに行政が必要な権限を持ち介入することは必要で、今年度以降も継続的に実施すべきと考える。 ●また、調査の実施にあたっては、信憑性が保てるサンプル数の確保や調査対象企業(工事)の選定に偏りが出ないなどの配慮をいただきたい。</p>	<p>(入札監理課) 御指摘を踏まえ、配慮の上、実施してまいりたいと考えております。</p>

調査票の項目	一般社団法人福島県建設業協会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
2 元請・下請関係の適正化対策について (2)	<p>●変更契約書が取り交わされないことや、元請会社が根拠を明示しないまま代金決定を行うことは、建設業法上違反となる行為であり、行政及び業界団体で適切な指導を行う必要がある。</p>	<p>(建設産業室) 建設業者の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施行を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」に従い、当該不正行為の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うこととしており、適切な監督処分を行ってまいります。</p>
2 元請・下請関係の適正化対策について (2)	<p>●また、今後の調査実施において更に悪質なケースが判明した場合には、必要な指導や注意喚起に止まらず、是正勧告や行政処分を科すなど、より厳しい措置を講じることも必要と考える。</p>	<p>(建設産業室) 建設業者の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施行を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」に従い、当該不正行為の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うこととしており、適切な監督処分を行ってまいります。</p>
2 元請・下請関係の適正化対策について (2)	<p>●なお、発注者からの工事内容の変更や指示書の遅延により、下請業者との変更契約に遅れが生じる場合や、変更契約時に根拠を明示できない場合があるなど、発注者に起因するものもあるのでその改善に努めていただきたい。</p>	<p>(技術管理課) 監督員に対しては、「ワンデーレスポンスの徹底に努めるよう指導しており、また、やむを得ない場合には、発注者の責めに帰す工期の延長に伴う増加費用等の取扱い」を定め、適切に対応することとしております。</p>
3 入札不調について (1)	<p>●労務単価や資材価格の高騰、設計積算が現場の施工条件に適さないなどから、予定価格を上回ることも入札不調の原因となっているので、予定価格を超えた金額でも契約可能となる仕組みづくりが有効である。(予定価格の上限拘束性の撤廃)</p>	<p>(入札監視課) 予定価格は、地方公共団体が契約を締結する際に、競争の公正性を確保するため、その契約金額を決定する基準としてあらかじめ作成する見積価格で、地方自治法(第234条第3項)の規定に基づき、地方公共団体は予定価格の制限の範囲内で入札した者を契約の相手方とするものとされております。 従って、法令の改正がなされない限り、上限拘束性を撤廃することはできませんが、福島県財務規則において、予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短その他の事情を考慮して適正に定めることとされており(県財務規則第256条第2項)、予定価格の適正な設定は、契約締結の公正性を確保する上でも、重要であると考えております。</p>
3 入札不調について (1)	<p>●現在の公共工事労務費調査では、どうしても市場価格の後追いとなるため、実勢価格で契約できる新たな仕組みづくりが有効である。</p>	<p>(技術管理課) 市場価格とのかい離を少なくするため、国では「被災三県については、新たに客観的調査に基づく変動状況を加味して概ね3ヶ月毎に設計労務単価の見直しを行う」としてしております。また、既に発注されている工事にも最新の単価が適用できるよう、福島県工事請負契約約款第25条第6項のインフレ条項が適用できることとなっており、今後とも適切な運用に努めてまいります。</p>

調査票の項目	一般社団法人福島県建設業協会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
3 入札不調について (1)	<p>●現状の技術者数と作業員数、資材・機材の供給に見合った発注の平準化や、より効率的に施工可能とするための発注時期の見直し、限られた技術者を有効に活用するための技術者制度における専任制の緩和措置などが考えられる。</p>	<p>(建設産業室) 災害復旧は一日も早い復旧が望まれているということで、県としましては、海岸を除く施設については3年以内、海岸施設については5年以内に復旧することとしています。 技術者の専任に関しては、土木一式工事において、現在の金額区分である2500万円を1億円まで上げることができないかということで、被災3県あわせて国に要望を継続して行っているところです。</p>
3 入札不調について (1)	<p>●発注地域外や県外からの応援を得るために必要な宿泊施設の整備、設計積算への宿泊費や交通費等の適正な費用計上が不可欠と考えられる。</p>	<p>(技術管理課) 工事規模や作業員の手配方法等によって、設計工事費に含まれる費用と実態にかい離が生じる場合もあることから、必要な費用を加算できるよう国に要請してきたところであり、この結果、平成24年2月に当面の運用として割増係数が示され、県としては速やかに適用したところであります。また、平成24年6月27日付けで、宿泊費や通勤費用等の労働者確保に要する追加費用が発生した場合には、設計変更により対応できることとなったことから、これについても適切に運用してまいります。</p>
3 入札不調について (2)	<p>●更に効果的な取組みとするため、管理件数及び距離の拡大、異なる発注機関での適用、現場代理人の負担軽減のための工事書類の簡素化について、災害復旧工事での特例として認めてほしい。</p>	<p>(技術管理課) 提出書類につきましては、提出まで求めるものと、提示で可とするものがあり、必要な範囲で簡素化を図っております。社会資本を整備する上で最低限求められる品質を確保する必要がありますので、品質、出来形を確認するための最低限の資料ということで御理解願いたいと思います。</p>
4 電子入札・電子閲覧について	<p>●電子入札の技術資料は、公告日から提出日までの期間が短いため、技術書類等の検討を十分に行えない状況にあるので、休日を除く設定期間の延長が必要である。</p>	<p>(入札監理課) 検討の結果、電子入札で行う総合評価方式については、技術提案書を提出する入札参加申請の受付期限を延長し、紙入札の場合に提出する期間と同じ日数となるよう改めます。なお、これに伴い、入札書申請の受付期限も延長し、入札までの閲覧期間をさらに確保することとします。</p>

調査票の項目	一般社団法人福島県建設業協会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
4 電子入札・電子閲覧について	<p>●電子閲覧については、更なる閲覧用設計書の電子化を推進いただき、全ての発注工事での早期適用を求めるとともに、土日の閲覧を可能とすることや汎用性のあるファイル形式での提供など、より使い勝手の良いものとしてほしい。</p>	<p>(入札監理課) ・電子閲覧については、今年度、測量等の業務委託については原則全件で、工事については50%以上での実施を予定しており、引き続き電子化を推進してまいりたいと考えております。 ・また、土日の閲覧については、システムの稼働に不具合があった場合の対応等の問題があることから、今後の検討課題とさせていただきますが、汎用性のあるファイル形式での提供については、自由に加工できてしまうと支障が生ずることがあるため、加工できないpdf形式での提供とせざるを得ないので、御理解を願います。</p>
4 電子入札・電子閲覧について	<p>●なお、一部に通信環境の不十分な地域があるので、県としても早期整備を推進してほしい。</p>	<p>(入札監理課) 光ファイバによるブロードバンド環境の整備については、企画調整部の情報政策課で所管しておりますが、御指摘のとおり、南会津郡の一部地域で光ファイバの整備が進んでいないため、通信環境の不十分な地域があると聞いております。所管課としては、町とも協議の上、通信基盤の早期整備を図っていく予定であるとのことであります。(所管課:企画調整部 情報政策課)</p>
5 その他	<p>●一般競争入札の条件付けについては、過去の工事実績や工事規模ばかりを重視するのではなく、地域経済の活性化や地域雇用の観点からも地域に根ざした建設企業が受注しやすい環境となるような地域要件の検討をお願いしたい。</p>	<p>(入札監理課) 工事においては、特殊な工法又は技術的に難易度の高い工事や大規模工事を除き、実績等を入札参加条件とはしていません。また、条件付一般競争入札においては、一定金額以下の工事(3千万円未満の一般土木工事と5百万円未満の建築工事)について、入札参加者の範囲を管内に限定しているほか、総合評価方式においても、地元での工事実績や災害時の出勤実績などを地域社会への貢献度として評価しており、地元建設業者の受注機会の確保に努めているところであります。</p>

調査票の項目	一般社団法人福島県建設業協会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
5 その他	<p>●また、地域要件の検討にあたっては、更なる県内建設業者の育成の観点から、地域での入札参加可能業者数を概ね10者程度まで緩和していただきたい。</p>	<p>(入札監理課) ・本県では、入札等制度改革に係る基本方針において、入札参加資格者をおおむね50者程度、金額が小さい場合は30者程度確保するなど、競争性に十分配慮した地域要件を設定することとされております。また、各都道府県において20者～30者以上を目安に設定しているところが大半を占めている実態を踏まえ、入札参加可能業者数を概ね10者程度まで緩和することは困難であると考えております。 ・なお、行き過ぎた地域要件の設定等は、入札に参加するメンバーが固定化されること等を通じて談合を誘発・助長するおそれがあるなど、市場における競争が制限・阻害されることにつながるため、競争の確保に十分配慮することとする公正取引委員会局長等から都道府県知事あての要請(H11.12月)もあり、慎重な対応が必要と考えております。</p>
5 その他	<p>●舗装工事の地域要件について、地域を支える地元企業の受注機会を確保する観点から管内を設け、金額範囲を引き上げてほしい。また、一般土木工事及び建築工事の地域要件における管内の金額範囲を引き上げてほしい。</p>	<p>(入札監理課) ・一般土木工事の地域要件については、1,000万円未満だったものを、3,000万円未満までは管内となるよう平成21年4月から見直しを行いました。この際にも一定(30者)の入札参加者数を確保できるのかどうかという観点から検討させていただいております。 ・また、県の入札制度改革は、競争性を確保することにより、不正を根絶するという考え方に立っているため、引き続き入札参加者を一定数以上確保していく必要がありますので、地域要件の見直しにつきましては、現在、資格審査中の平成25・26年度の有資格業者名簿の下で、一定数以上の入札参加者が確保できるのかどうかといった視点で検討することになると思います。 ・なお、前回(第38回)の監視委員会で、入札不調対策の一環として、地域要件の拡大も検討対象となるのではないかと委員から出されましたが、管内を地域要件とする対象工事を拡大することにより、入札不調件数が増えてしまえば、今後の復興工事推進の支障となってしまうことから、慎重な対応が必要と考えております。</p>
5 その他	<p>●不良不適格業者が参入しやすい小規模工事、下位ランク工事等は、品質確保のため技術力・施工管理能力を備えた業者を発注者責任で指名する「指名競争入札」を一部で導入してほしい。</p>	<p>(入札監理課) ・本県の工事においては、「入札制度改革」により指名競争入札を廃止し、条件付一般競争入札を全面的に導入しておりますが、地域密着型工事において入札手続きが長いとの苦情が寄せられたこと等から、平成20年度に指名競争入札を一部抽出施行し、検証した結果、入札手続き期間の短縮が図られず(平均日数:条件付一般競争入札(予定価格1千万円未満)約37日、指名競争入札約30日)、試行を取り止めた経緯がありますので、指名競争入札の復活は非常に困難であると考えております。 ・また、品質確保のためには、最低制限価格の引上げや、総合評価方式の活用などの対応を行っておりますので、御理解願いたいと思います。</p>

調査票の項目	一般社団法人福島県建設業協会 からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
5 その他	<p>●適正な利益を確保するため最低制限価格等の設定水準を95%以上に引き上げてほしい。</p>	<p>(入札監理課) ・工事の最低制限価格については、県発注工事の適切な履行と品質確保に加え、県内経済や雇用の改善に資するよう、平成22年2月から予定価格の概ね85%から90%程度の水準となるよう引き上げたところあり、本県の設定水準は、他県と比較しても遜色ない現状であり、95%以上への引上げは、現実問題として困難であると考えております。 ・また、平成23年度は、東日本大震災の災害復旧工事による随意契約の増加などにより、工事の平均落札率は94.21%、平成24年度上期の平均落札率は94.32%となっている状況であり、他の都道府県と比較しても非常に高い落札率となっております。 ・なお、適正な利益確保のためには、取引の実例価格等を踏まえた予定価格の適切な算定が重要であると考えております。</p>
5 その他	<p>●小規模工事における低入札価格調査制度の失格基準について、直接工事費、現場管理費、一般管理費の割合を更に引き上げてほしい。</p>	<p>(入札監理課) ・低価格入札については、企業経営への圧迫や下請業者へのしわ寄せなどが懸念されることから、平成22年5月に低入札価格調査制度の失格基準について、下請業者へのしわ寄せ防止対策の強化を目的として現場管理費に対する失格基準を現場管理費相当額の0.5掛けから0.7掛けへ引き上げたところであります。 ・本県の失格基準の係数については、他の都道府県と比較しても、低い水準ではないと認識しておりますので、平成22年5月に行った失格基準の一部引上げによる影響等を分析・検証し、今後とも、失格基準の適切な設定に努めてまいりたいと考えております。</p>
5 その他	<p>●低入札価格調査制度の運用について、低入札工事物件を抱える企業への減点措置や、低入札を幾度となく繰り返す企業の入札制限措置などを検討してほしい。</p>	<p>(入札監理課) ・総合評価方式における低価格入札者(調査基準価格を下回った入札参加者)については、これまで落札候補者のみ公表しておりましたが、この5月1日からは、すべての低価格入札者を公表することとし、入札参加者自身が低価格入札であったかどうか分かるようにしました。 ・今後とも、入札結果の分析・検証を進め、ダンピング受注により工事の手抜きや下請へのしわ寄せなどにつながらないよう、御提案のような措置の検討を含め、適切に対応してまいりたいと考えております。</p>
5 その他	<p>●不良不適格業者の排除や下請業者へのしわ寄せ防止などに資するため、無制限になっている下請の回数制限を講じてほしい。</p>	<p>(建設産業室) 個々の工事ごとに適正な下請の回数を見込むことは困難と考えます。</p>

調査票の項目	福島県総合設備協会 からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
1 総合評価方式について (1)	特別簡易型の地元優先は無くさないで頂きたい。	(入札監理課) 総合評価方式については、地元での工事実績や災害時の出動実績などを地域社会への貢献度として評価しており、地元建設業者の育成の観点からも、地元建設業者の受注機会の確保に努めているところであり、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。
1 総合評価方式について (2)	県からの出動要請を受けたものについては、遡って県からも実績証明を出せるようにして頂きたい。	(建設産業室) 遡って実績証明を行ったものが7件ありますので、該当する場合には建設事務所に照会いただければと思います。
1 総合評価方式について (3)	農林水産部、土木部以外は各部局で入札方式を決定するのではなく、すべてを総合評価方式にて発注して頂きたい。	(入札監理課) ・総合評価方式は、技術力と価格を総合的に評価して落札者を決定する調達方式であります。公共工事の品質確保の観点から、一定の技術力が求められる一定金額(設計金額が3千万円)以上の工事につき総合評価方式での実施を求めているものであり、発注機関において、具体的な工事内容を踏まえた入札方式の選定を行っており、農林水産部、土木部以外の部局においても、総合評価方式がふさわしい工事については、総合評価方式で発注するようお願いしております。
1 総合評価方式について (3)	定期および緊急メンテナンス等を行っている企業の評価も考慮して頂きたい。	(入札監理課) ・定期メンテナンスについては、あらかじめ作業量等が示されており、計画的な履行をすることができるので評価対象にはできません。 ・また、緊急メンテナンスについては、対応可能で参加を希望する者が選定される機会が公正に確保されておらず、公正な評価とすることが困難であるため、評価対象にはなじまないと考えます。
2 元請・下請関係の適正化対策について (1)	本年9月2日に開催された福島県建設産業団体連合会主催による元下適正化への意見交換会のような会を今後も継続的に行うように指導して頂きたい。	(建設産業室) 意見交換会では「元請・下請間で解決すべき課題を共有するとともに、健全化のための取組みについて意見を交わされた」とお聞きしており、福島県建設産業団体連合会の取組みに感謝します。建設産業に従事される皆様は、復旧・復興の担い手、そして地域維持の担い手として、健全な建設生産システムのもとで御活躍いただくことを願っています。そのためにも適正な元下関係が築かれるよう、発注者、受注者それぞれの立場で、絶えず課題に取り組んでいく必要を痛感しているため、今後とも御協力いただきたい。

調査票の項目	福島県総合設備協会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
2 元請・下請関係の適正化対策について (2)	元請会社の知識不足もあると考えられるので、改善のための啓発活動(行政側)が必要であると思います。	(建設産業室) 国土交通省及び都道府県は、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、建設業の取引適正化に向け、法令遵守に関する活動に取り組んでおり、ホームページやパンフレットを通じた広報を始め、建設業者等を対象とした講習会を開催しています。特に、元請・下請の適正な関係は、当該工事に関わるすべての業者の施工の確保を始め、工事の品質、発注者の保護に大きな影響を及ぼしかねないものであることから、多くの機会を捉えて、広く訴えてまいりたいと考えております。
2 元請・下請関係の適正化対策について (2)	建設業法令遵守ガイドラインが発令されているので受注者側も自信を持って元請側との交渉を行うべきだと思います。個々の立場で難しい場合には所属団体を通じ発注者への申立ても可能であると思います。	(建設産業室) 元下契約を巡る個別の問題については、契約当事者間で解決すべきものと考えます。なお、早期解決のための支援として、国土交通省から委託を受けた建設業取引適正化センターが、紛争解決やトラブル防止に向けた助言や紛争処理機関の紹介等を行っております。
3 入札不調について (1)	経済状況をリアルタイムに反映させること(労務・資材単価変動への対応及び発注時期の調整等)だと思います。	(技術管理課) 公共工事の設計労務単価については、実勢価格を反映した速やかな見直しを国に対し強く要請してきた結果、国では「被災三県については、新たに客観的調査に基づく変動状況を加味して概ね3ヶ月毎に設計労務単価の見直しを行う」としております。なお、本年2月、6月に労務単価の改定が行われており、9月については支払実績と設計労務単価にかい離が生じていないことから、単価改定は実施されませんでした。一方、主要資材については、毎月、(財)建設物価調査会が発行する「建設物価」と(財)経済調査会が発行する「積算資料」による動向調査を行い、単価変動が確認された場合は変動率にかかわらず、随時改定しております。
3 入札不調について (1)	入札方式を指名競争入札にすれば不調件数は減ると思います。	(入札監理課) ・本県の工事においては、「入札制度改革」により指名競争入札を廃止し、平成19年10月から、条件付一般競争入札を全面的に導入しておりますが、地域密着型工事において入札手続きが長いとの苦情が寄せられたこと等から、平成20年度に指名競争入札を一部抽出施行し、検証した結果、入札手続き期間の短縮が図られず(平均日数:条件付一般競争入札(予定価格1千万円未満)約37日、指名競争入札約30日)、試行を取り止めた経緯がありますので、指名競争入札の復活は非常に困難であると考えております。 ・今回の東日本大震災等への対応においても、建設業界一丸となって、災害直後からライフラインや交通確保のための応急復旧作業、がれき処理、行方不明者捜索活動への御協力をいただくなど、建設業者の皆様から積極的な対応をいただいております。競争入札の形態を問わず、今後とも地域社会の安全・安心確保のためのお力添えをお願いいたします。

調査票の項目	福島県総合設備協会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
3 入札不調について (1)	工事発注の平準化をすべきと思います。	(建設産業室) 公共工事発注の年度を跨ぐ時期ですが、債務負担行為の活用も図りながら進めていきます。しかしながら、災害復旧は一日も早い復旧が望まれているということで、県としましては、海岸を除く施設については3年以内、海岸施設については5年以内に復旧することとしています。
3 入札不調について (1)	施工時期を考慮して頂ければ入札不調が少なくなると思います(年度初めに発注することにより、冬期に屋外工事を減らす等)。	
3 入札不調について (1)	少額工事ほど経費率及び単価を高く設定すると良いと思います。	(技術管理課) 各工事においては、諸経費として間接工事費を直接工事費に応じた率で計上しており、少額工事ほど率が高く設定されております。
3 入札不調について (2)	現在では、県の同一発注機関での緩和措置となっているが他機関(市町村)の発注であっても緩和措置がとれる体制を整えてもらいたい。(県から助言して頂きたい。)	(入札監理課) 現場代理人は、請負人の代理人として、工事現場の取締りを行い工事の施工に関する一切の事項を処理するものであるため、工事の監督機関が同一である場合ならともかく、市町村のような他機関発注の工事を含めて、常駐義務を緩和することは機関間の調整が現実的に困難であると考えております。
4 電子入札・電子閲覧について	今後、対象工事を増やして頂きたい。電子入札における通信の安全性・安定性に不安があります。電子システムへ変更になるということで以前から準備し体制を整えていても、まだ一部しか実施されておらず、更新手続等のコストばかりがかかっているのが現状です。	(入札監理課) ・電子閲覧・電子入札については、入札参加者にとっては移動時間や交通費の削減につながり、発注者にとっては業務の省力化、効率化につながるなど、双方にとってメリットが大きいことから、拡大の方向で推進していきたいと考えております。 ・電子入札における通信の安全性については、(財)日本建設情報総合センターのコアシステムを利用していることから、担保されていると考えております。また、通信の安定性については、夕方5時前に利用が集中し、回線が混み合った際に、多少時間を要することがあるかもしれませんが、不具合までには至らないレベルと考えております。 ・電子入札の平成23年度における実施件数は778件で、発注件数全体の17%に止まっており、平成24年度は900件の実施を予定しております。電子入札利用者登録数は約1,000者と有資格業者約3,000者の3分の1に止まっていることから、利用者登録促進に向けての啓発を含め、拡大へ向け努力してまいりたいと考えております。

調査票の項目	福島県総合設備協会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
5 その他	「施工計画の適切性」の点数が発注者によって異なることが多いので差のない評価をして頂きたい。	(入札監理課) 工事内容の違いにより評価の観点が異なることから、同様な技術提案であっても評価が異なることはありますが、公正な評価を行うため、客観性の確保に努めてまいります。
5 その他	震災だけの見積合わせでは無く、設備は5千万円以下の物件については、見積合わせ(随契)と採用できないでしょうか。条件付き一般競争入札は5千万円を超える物件にして頂きたい。意向確認の様に業者の技術レベルを考慮した入札が望ましいと思います。	(入札監理課) 随意契約については、地方自治法上、①工事であれば予定価格が250万円以下である、②災害等緊急を要するもの、③応札者なし等、一定の要件が定められており、これらの要件に該当しない限りは、随意契約によることができないので、5千万円以下の案件について一律、随意契約を採用することは制度的に対応困難であります。
5 その他	資料の閲覧および貸出等への対応を改善して頂きたい(閲覧部数の増加、および電子閲覧への移行)。	(入札監理課) 資料の閲覧等への対応改善については、基本的には電子閲覧への移行を考えております。なお、電子閲覧については、今年度、測量等の業務委託については原則全件で、工事については50%以上での実施を予定しております。

調査票の項目	福島県建設専門工事業団体連合会 からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
1 元請・下請関係の適正化対策について (1)	<p>行政のもう一段のご指導・介入がないと適正化の推進は、実際にはままならないと考えます。さらに実効性のある調査と、調査に基づく指導の強化を求めます。また、対象をさらに広げていただくことが抑止効果につながるものと考えます。</p>	<p>(入札監理課) ・下請状況実地調査において、建設業法に違反する事実が確認された場合は、法令の所管課と連携して必要な対応を行うとともに、県の指導への請負者の対応が適切でない場合には、入札参加資格制限や工事成績評定の減点などを行うなど、指導を強化していきたいと考えております。 ・また、調査対象会社の拡大については、工種、契約金額、地域バランス等も考慮の上、可能な限り対応していきたいと考えております。</p>
3 その他	<p>「公契約条例」は“究極の”元下関係適正化施策として位置づけられております。ぜひ本格的に検討していただきますようお願い申し上げます。 現在は、東日本大震災からの復興・復旧に専門工事業界としても総力を挙げて取り組んでいるところですが、復興が実現した後は以前の業態に戻ります。喫緊の課題として「前渡金の主旨の徹底」「指値の撤廃」などにもメスを入れることにつながる「公契約法」「公契約条例」の制定に正面から取り組んでいただきますよう重ねて要望致します。</p>	<p>(入札監理課) ・公契約条例の制定については、これまでも県議会で質問等が出されており、本県としては、「国においては、既に労働基準法や最低賃金法を始め、労働条件や賃金確保のための法整備が図られており、適正な労働条件や賃金水準は、基本的にはこれらの法制度によって保護されていると考えていること。県発注工事においては、受注者に労働基準法や最低賃金法などの諸法令の遵守を求めており(共通仕様書)、さらに元請・下請関係適正化指導要綱により適正な下請契約の締結や下請代金の支払いがなされるよう指導しているところであり、平成23年度からは、下請状況の実地調査を実施するなど、元請・下請関係の適正化を一層推進してまいりたいと考えております。 ・現時点において、県として公契約条例の制定は考えておりませんが、今後とも、国や他県の動向等については注視してまいりたいと考えております。 ・なお、公契約条例の制定に際しましては、重要な課題が3点ほどあると考えております。まず一つが、条例による上乗せ賃金の支払義務を課すことが、雇用契約の内容に行政が介入することとなるため、事業者の経営裁量を過度に規制することにならないか。2点目としまして、同じ県の中でも、条例を制定した地方公共団体と制定していない地方公共団体、例えば、県が制定しても市町村が制定しないと、その団体相互間で賃金水準が異なるという問題の発生。更には建設専門工事業団体連合会からも御意見がありましたとおり、適正な賃金水準等をいかに設定するかという課題。これらの主に3つの課題に対する慎重な検討が必要であると考えております。</p>

調査票の項目	福島県土木建築調査設計団体協議会 からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
1 総合評価方式について (1)	<p>②災害対応実績等に高い評価を与えるようしていただきたい。</p> <p><建築設計関係> 応急危険度判定や建築物の現地調査等を実施しており、そのような実績を高く評価していただきたい。</p>	<p>(入札監理課)</p> <p>・総合評価において、平成24年5月以降、東日本大震災等への対応を評価させていただいておりますが、これは、特別な評価として、加算点満点の枠外評価とさせていただいております。また、既存の評価項目である「災害時出動実績又は災害応援協定締結実績」の評価基準に合致していれば、同一の実績を重複して評価することとしており、一定程度の評価をしているところではあります。</p> <p>・建築物の応急危険度判定士の資格保有者の派遣実績については、今般の東日本大震災等への対応で評価させていただいているところではあります。</p>
1 総合評価方式について (3)	<p>①地域貢献度の評価の面では県内企業間においてほとんど差のない状況にあると考える。</p>	<p>(入札監理課)</p> <p>前回(第38回)の監視委員会において、平成23年度の総合評価方式の実施状況について御報告させていただいたとおり、地域社会への貢献度の評価項目では、入札参加者の得点割合が50%のものもあれば、9割近い項目もございました。今後とも、実施状況を分析・検証しながら、適正な評価に努めてまいりたいと考えております。</p>
1 総合評価方式について (3)	<p>②技術的に難易度の高い業務以外については、地元企業を優先的に活用していただきたい。</p>	<p>(入札監理課)</p> <p>・東日本大震災により緊急を要する災害復旧工事等については、随意契約により速やかに対応しておりますが、地域に精通した企業による迅速、円滑な施工の確保などの観点から、基本的に地元企業・県内企業に発注しているところではあります。</p> <p>・また、総合評価方式について、地元での業務実績や災害時の出動実績などを地域社会への貢献度として評価し、地元業者の受注機会の確保に努めるなど、これまでも対応してきたところではあります。</p>
1 総合評価方式について (3)	<p>③現行制度では、「本社」と「支店」・「営業所」が同等に扱われている。それぞれの定義・基準を明確に設定するとともに、地域精通度の観点から加点格差を設けるべきではないかと考える。</p>	<p>(入札監理課)</p> <p>・現在は、県内企業については本店、支店・営業所等の区別はしておりません。また、県外に本店のある企業につきましては、仮に支店・営業所等が県内に所在していたとしても、その営業所等を県内企業と同等の評価はしておりません。</p> <p>・基本的には支店・営業所等が地域に所在している企業につきましては、本店でなくとも地域の状況等を把握できると考えられることから、本店、支店・営業所等を区別する根拠としましては制度的にはその理由が難しいため、制度として考えた場合には、本店と支店は違うのだから点数の評価が違ってくるという扱いはなかなか難しいと考えております。</p>
1 総合評価方式について (3)	<p>④消防団員への継続加入に係る評価対象の地域要件は、広域消防の実態を踏まえて建設事務所管内としていただきたい。</p>	<p>(入札監理課)</p> <p>消防団への加入については、地域社会への貢献度の評価の観点からは、入札参加者の所在地と加入消防団の所在地が同一であることが基本であると考えており、入札参加者の所在地と加入消防団の所在地が、地域要件が管内の場合は同一土木事務所管内の場合に評価対象となり、地域要件が隣接3管内及び県内の場合は同一建設事務所管内の場合に評価対象となっております。</p>

調査票の項目	福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
2 東日本大震災の影響について (2)	<p><建築設計関係> ①耐震改修工事等の災害復旧に係る建築設計業務では、規模の小さいものが数多く発注された場合に対応が難しいので、地域別にある程度の規模にまとめて発注するようにはいただきたい。</p>	<p>(教育庁財務課) 教育庁の場合、発注者が公所長となることから、地域別での発注集約が難しいが、今後、発注主体について検討していくこととします。</p>
2 東日本大震災の影響について (2)	<p><建築設計関係> ②耐震改修補強計画等構造関係業務が集中して年度内に対応することが難しい場合、年度繰越しを条件に発注するようにはいただきたい。</p>	<p>(教育庁財務課) 当初から年度繰越事業として発注することは難しいと考えます。しかしながら、適正な工期が確保されない恐れがある案件については、繰越しの制度を活用し現場に支障が生じないよう努めます。</p>
2 東日本大震災の影響について (2)	<p>これまで測量等業務委託では、公共事業に対する使命感・責任感により、入札不調はあまり多くはありません。</p>	<p>(入札監理課) 入札不調が出ないように対応いただいていることについては、感謝申し上げます。引き続きよろしくお願ひ致します。</p>
3 電子入札・電子閲覧について	<p>電子入札及び電子閲覧については、業務の効率化、業務量の軽減等の観点から拡大の方向が支持されている。</p>	<p>(入札監理課) 電子入札及び電子閲覧につきましては、入札参加者、発注者双方にとってメリットが大きいことから、引き続き県としても拡大の方向で推進してまいりたいと考えております。</p>
4 その他	<p>①条件付き一般競争入札、総合評価方式の一般競争入札は、細部の運用面での改善がなされていくとしても、受注者の偏りは避けられないように感じている。</p>	<p>(入札監理課) 競争入札では、企業努力を重ねている業者が受注件数を増やす結果となることはある程度予想される事態ではありますが、制度の運用状況等について更に分析・検証を進め、より良い入札制度の構築に努めてまいりたいと考えております。</p>
4 その他	<p>②地域経済や雇用など、企業と地域の関わりを考慮すれば、受注の機会均等、公平性を保つことは必要であり、指名競争入札は、受注希望者の能力や信用度等を指名の段階で確認することができると考える。</p>	<p>(入札監理課) 入札制度改革を踏まえ、工事については、指名競争入札を廃止し、条件付一般競争入札を全面的に導入しておりますが、測量等業務委託においては、指名が特定の者に偏らないよう配慮しながら、指名競争入札での実施件数が最も多くなっております。 (参考) 指名競争入札実施件数: H23年度 990件(52.3%)、H24年度(上半期) 690件(60.7%)</p>

調査票の項目	福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
4 その他	<p>③昨今の厳しい価格競争の中、より良い社会資本を構築するための品質確保の視点が薄れていると感じている。公共事業の最上流に位置する測量等業務の善し悪しが緊要であり、指名競争入札制度を可能な限り活用することが、その品質確保の有効な手法の一つであると考え。</p> <p>また、災害時には、いち早く対応するため、速効性のある随意契約等も積極的に活用すべきであると考え。</p>	<p>(入札監理課) ・品質の確保は重要な視点と考えており、測量等の業務委託においては、指名競争入札を原則しつつ、技術力と価格を総合的に評価する総合評価方式や技術提案を求める公募型プロポーザル方式などの多様な方式によれることとしております。 ・また、今般の東日本大震災により緊急を要する測量、設計等業務委託については、随意契約を活用して速やかに対応させていただいております。 (参考)随意契約件数(業務委託):H23年度 714件(37.7%)、H24年度(上半期) 296件(26.0%)</p>
4 その他	<p><建築設計関係> ①地震被害で建替えとなる県立高校の建築設計では、復旧改築工事とするために実施設計業務を入札方式にしたことや短期間に設計を求められ、将来の大切な子供達の学習環境整備の観点から疑問を感じている。</p>	<p>(教育庁財務課) 復旧改築工事については、本校舎での授業再開に向けて、災害復旧事業として実施しており、原形復旧が基本になっているため、通常の入札方式で行いました。御指摘のとおり、大切な子供達の学習環境としてふさわしい設計をするためには、プロポーザル方式などでアイデアを出し合っていくことは重要でありますので、案件毎にふさわしい手法を検討していきます。</p>
4 その他	<p><建築設計関係> ②耐震改修等補強改修工事は入札方式でもやむを得ないが、増改築、新築工事の場合には、金額の多寡による入札方式ではなく、創造性や技術提案力を評価するプロポーザル方式を引き続き採用していただきたい。</p>	<p>(教育庁財務課) 創造性や技術提案の必要性が求められる案件については、公募型プロポーザル方式を引き続き採用してまいりたいと考えています。</p>

調査票の項目	個別事業者 からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
1 貴社の受注状況について (4)	評価項目及び配点を重視することにより、規模の大きい業者ほど、落札出来る可能性が高い	(入札監理課) ・工事の総合評価方式においては、特別簡易型において価格逆転の比率が高かった(H22:65.4%)ことを踏まえ、平成23年11月から価格と価格以外の評価バランスを改善し(加算点の圧縮20点→10点)、点数が固定化しやすい項目を組み替える(優良工事表彰の廃止と配置予定技術者の技術力の追加)など、より適切な入札制度となるよう継続して対応しているところ です。
2 総合評価方式について (1)	新規的に参入できるように、同一市町村内工事实績をもう少し評価して頂きたいと思えます。どうしても実績評価など(実績の高い企業が優先される傾向がある)を重視している様に思われます。	・また、総合評価方式は、技術力と価格を総合的に評価する制度なので、企業や技術者の工事实績で技術力を一定程度評価する必要がありますが、総合評価方式の運用状況等について分析・検証を進め、バランスの良い評価制度となるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。
2 総合評価方式について (1)	又、震災後特に、施工計画書などの関係書類など簡素化ではなくより細かな書類が求められる傾向があります。私達企業も技術力を高めますが、県職員として、最低限の技術的職務をまっとうして頂きたいと思っています。現場を把握しないで、入札に掛け入札後から地権者との協議で結論は出ず、暫くは着工出来ない案件がたくさんあります。事前協議をしたのち発注して頂きたいと思えます。	(技術管理課) 提出資料につきましては、提出まで求めるものと、提示とすることで簡略化しているものとあり、共通仕様書に基づき適切に対応願います。なお、社会資本を整備する上では、最低限求められる品質を確保する必要があり、品質や出来形を確認するための資料は不可欠ですので御理解願います。一方、県職員の技術力向上や現場確認の徹底につきましては、職員研修等により周知を図っているところであり、引き続き、指導を徹底してまいります。
2 総合評価方式について (2)	実質の従業員賃金や被災者雇用条件の賃金などの格差が表れ、雇用体制に疑問視を抱くものです。	(入札監理課) 東日本大震災を受け、被災者の就労機会確保に向けた対応として、①総合評価方式における被災者等の雇用実績の評価と、②被災者雇用の実績に応じた工事成績評定点の加点を、平成23年6月以降行っておりますが、被災者の雇用確保に御尽力いただき、感謝申し上げます。

調査票の項目	個別事業者 からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
2 総合評価方式について (3)	<p>県レベルの地元ゼネコン等が実績を重ねるごとに落札件数が増えている様に感じられます。新規で参入しても評点や配点によって落札できない状況になっています。</p> <p>震災後、下請企業が、人材不足で確保が困難と考えられる中での総合評価制度は、如何なものでしょうか？</p>	<p>(入札監理課)</p> <p>・総合評価方式については、価格と併せて企業の技術力や地域貢献などを適切に評価する観点から、見直しを行ってまいりましたが、今後とも、入札結果等の分析・検証を行い、競争性の確保とともに、地元建設業者の担う役割も配慮しながら、改善に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>・総合評価方式は、品質の確保に加え、「価格競争」の激化に伴う工事や安全対策の手抜きや下請けへのしわ寄せといった弊害対策や地域社会への貢献度の評価を通じた地域建設業の育成に有効な入札方式であると認識しておりますので、制度の適切な運用に引き続き努めてまいりたいと考えております。</p>
3 元請・下請関係の適正化対策について (1)	<p>震災後は、下請業者の不足で、かなり適正化になってきたと思われれますが、まだまだ改善の余地はあると思われれます。</p>	<p>(入札監理課)</p> <p>県発注工事における元請・下請関係の適正化を推進するため、平成23年度から下請状況実地調査を実施し、必要な指導を行っておりますが、平成24年度も実地調査を継続し、元請・下請関係の更なる改善を図っていきたいと考えております。</p>
3 元請・下請関係の適正化対策について (2)	<p>明確な変更内容が知らされないまま、工事完了という事は結構あると思われれます。最終的にこれしか予算がなかったと言う事例は結構あると思われれます。</p>	<p>(入札監理課)</p> <p>記載のような書面による契約締結前の下請工事の着工や、指値発注などはあってはならないものです。建設業法に違反する事実が確認された場合は、建設業法の所管課と連携して必要な対応を行ってまいりたいと考えております。</p>
4 入札不調について (1)	<p>技術者不足、作業員不足、何といても県単価の安値、材料等の価格高騰が原因と考えられます。</p>	<p>(技術管理課)</p> <p>設計労務単価は、労働者の賃金実態を調査し、支払実績から国が各都道府県別に単価を設定しております。平成24年6月には、特殊作業員や普通作業員の単価が改定され、宮城県や岩手県と同水準となっております。</p> <p>宿泊費等の計上につきましては、県外からの労務者の宿泊費ということで、宿泊を必要であれば協議いただいで設計変更の中で計上できるということで、平成24年6月から対応しております。</p>

調査票の項目	個別事業者 からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する福島県の回答
4 入札不調について (3)	現場代理人及び主任技術者が管理できる範囲(県では5km程度)としていますが、出来れば10km程度と範囲を広げて緩和してもらいたいと思います。	(建設産業室) 主任技術者等は、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者です。技術者の要件緩和については、工事の品質管理、安全管理の低下が懸念されるため慎重な検討が必要です。
4 入札不調について (3)	現場代理人及び主任技術者等の不足が、深刻です。震災前は、雇用を出来るだけ最小限にし、新規参入などを推進してきた結果、今、つげが回ってきたようにも思われます。各社とも、技術者雇用に必死の状態です。	(建設産業室) 震災前、建設産業は公共投資などの大幅な減少による競争の激化や低価格の受注などにより厳しい経営環境に置かれていました。今後、復旧・復興工事が収束すれば、再び厳しい経営環境に置かれることが懸念されます。このため建設産業の経営基盤を強化し魅力ある産業に転換していくことが必要と考えます。このため、建設産業の経営基盤強化につながる新分野進出については今後も支援してまいります。
6 その他	公共工事設計単価の改善を早急に行って頂きたい。	(技術管理課) 公共工事の設計労務単価については、実勢価格を反映した速やかな見直しを国に対し強く要請してきた結果、国では「被災三県については、新たに客観的調査に基づく変動状況を加味して概ね3ヶ月毎に設計労務単価の見直しを行う」としております。なお、本年2月、6月に労務単価の改定が行われており、9月については支払実績と設計労務単価にかい離が生じていないことから、単価改定は実施されませんでした。一方、主要資材については、毎月、(財)建設物価調査会が発行する「建設物価」と(財)経済調査会が発行する「積算資料」による動向調査を行い、単価変動が確認された場合は変動率にかかわらず、随時改定しております。
6 その他	被災地区に於いて、生コンクリート材の入荷が不足している状況や骨材の供給不足で、工事に支障がきたしている現状を把握して欲しいと思っています。(工期設定を考慮して頂きたい)	(技術管理課) 福島県建設工事復旧・復興地方連絡協議会の中に建設資材作業部会を設けており、発注者・受注者・資材業者により、方部の実情に応じた連携・調整を図っております。地域でどうしても対応できない部分につきましては、県と国土交通省東北地方整備局と一体となって対応していくこととしております。